Establishing Christianity or Religious Freedom?: Church and State in Revolutionary Virginia

(キリスト教の公定化か信教の自由か―― 建国期ヴァジニアの宗教と政治)

Hiroki Yajima*

SUMMARY: This paper examines the discussions on church-state relations in Revolutionary Virginia. While much attention has been paid to the Statute for Establishing Religious Freedom originally drafted by Thomas Jefferson, recent scholarship has focused on dissenters' resistance and opposition to the established church. Considering this trend, this article pays attention to another group which argued for the establishment of Christianity based on taxation, if not of a particular denomination. It needs to be noted that Patriot leaders such as George Washington, Edmund Pendleton and Richard Henry Lee supported the general assessment bill for establishing Christianity. Also, James Madison did not argue for religious liberty from a purely secular point of view. Madison argued that the dictates of conscience took precedence over secular contract. Thus the debates on church-state relations in the Virginia of the 1780s were too complicated to deem the Statute for Establishing Religious Freedom as the Revolutionary conclusion to the established church.

^{*} 矢島 宏紀 Lecturer, College of Arts and Sciences, The University of Tokyo, Tokyo, Japan.

はじめに

アメリカ独立革命が反教会的、ましてや、反宗教的ではなかったことはよく指摘されることである。このことは政治と宗教の関係に全く変化をもたらさなかったことを意味するものではない。むしろ逆である。独立により政治と宗教の関係は大いに議論され、見直された。ヴァジニア信教自由法(1786年、以降信教自由法とする)や合衆国憲法修正第1条(1791年)は、その顕著な例である。これら建国の文書は、政治が宗教や教会に介入し特定の宗教や教派を優遇することを禁じた。革命によりアメリカ型のデノミネーショナリズムが名実共に確立し自由競争に基づく宗教市場が確立したとされてきた。「

しかし、植民地期や建国期の宗教と政治に関する言説や規定を子細 に検討すると、事情はそう単純でなかったことに気付く。独立を契機 に宗教における自由主義と市場原理を薄める形式が消失し、プロテ スタンティズムを共通原理とする信徒獲得をめぐる教派間の自由競 争が開始されたとは言えない。こうした見方は、公定教会(欧州で いう国教会とほぼ同義で法律や勅令で公認された教派およびその体 制のことである。植民地や州は「国」ではないので慣例として公定 教会と呼ばれる)が社会に及ぼした影響力やディセンター(公定教 会に反対する者) に対する迫害についての過小評価に由来するのだ ろう。確かにペンシルヴァニアなど中部植民地では公定教会は存在 せず、宗教的な多様性も存在した。一方でニューイングランドの大 部分と南部では公定教会が存在しており、時期や地域により程度の 差があるとはいえ、ディセンターは公定教会員や政府から常に迫害 や妨害を受けていた。思想信条と礼拝形式を理由に彼らの政治的権 利が制限されていたのである。この事実を踏まえなければ、信教自 由法や合衆国憲法修正第1条などの意義も正しく理解できない。2植民 地期アメリカにおける宗教的迫害の事実を直視することで、欧州か らの伝統を引き継ぎアメリカで展開された寛容論を検討する余地が 生まれるのである。アンドリュー・マーフィー (Andrew R. Murphy) が主張するように、寛容論は啓蒙思想から導かれる非宗教、時には 反宗教の、信教の自由という「神話」から導かれるものではない。 革命を経て、近代的な個人の内面の自由という意味での信教の自由 が確立したとする見方は、初期アメリカの宗教や思想の専門家の多 くが指摘することである。3

さて、ヴァジニア植民地は本国同様にイングランド国教会を公定

教会と定めていたが、ヴァジニアの状況に合わせて独自の発展を遂げ ていた点には注意を払う必要がある。イングランド国教会と銘打って はいても、その教会体制上の骨格となる主教(bishop)が派遣される ことはなく、植民地を管轄したロンドン主教の植民地への影響も限定 的であった。こうした事情もあって、その聖職者の多くが本国との政 治的分裂に際し愛国派(植民地独立に賛成した者)として積極的に革 命に参加したか消極的に独立を認めたのであり、公然とロイヤリスト (忠誠派、本国に忠誠を誓い植民地独立に反対した者) になった者は 少数であった。プロテスタント教派間の対立関係、特にディセンター のイングランド国教会への不信感や敵愾心がアメリカ独立革命に強く 影響したことを指摘する研究もあるが、これは会衆派を公定教会とし ていたニューイングランドを中心とした見方である。18世紀後半の ヴァジニアではヴァジニアあるいは他のイギリス植民地出身者が教区 司祭などの聖職に就くことが多くなっており、ロイヤリストになった のは本国出身の司祭が中心だった。また公定教会は世俗の有力者と結 びついており、本国同様に救貧法の施行などの政治的な機能も果たし ていたことから、愛国派の本国への反発がそのまま公定教会解体論へ とつながることはなかった。だからこそ、イングランドへの反発とは 別に長きにわたり地域の有力者と結びつき世俗的な機能も果たしてい た公定教会をいかなる形であれ温存しようとする意見も存在すること となったのである。4

とはいえ、独立戦争中に公定教会は事実上解体され、政治と宗教の関係を公式に改める必要性が生じた。独立後宗教課税は停止されたが、それが1786年の信教自由法成立と公定教会解体へ直につながったわけではない。5公定教会廃止後にキリスト教全般を課税により支援する動きと政府の宗教への介入を一切容認しない考えが、激しく対立したのである。また最近では、いわゆる啓蒙主義的立場とディセンターとの同盟関係も強調されている。独立戦争を経て良心の自由の確保をより積極的に訴えるようになったディセンターと、世俗政府は宗教に介入するべきではないと考えるトマス・ジェファソン(Thomas Jefferson)らが協同したことが、信教自由法と合衆国憲法修正第1条の成立につながったとされる。6本稿はこうした先行研究を踏まえ、(プロテスタント系)キリスト教を公定化する意見が残存したことにも注目する。1776年夏の独立から1786年1月に信教自由法が成立するまでの期間における宗教と社会、宗教と政治に関する議論を、宗教的信念から政府の宗教への介入を嫌ったバプテストに代表される勢力、公

定制度・宗教課税を容認した勢力も紹介しながら追う。その際、宗教への政治介入を否定した勢力、すなわちジェファソンや彼の盟友ジェイムズ・マディソン(James Madison)らの内部に存在した微妙な差異についても注目したい。宗教的な側面を公的空間から極力排除しようとしたジェファソンに対し、マディソンはスコットランド啓蒙に影響されてか、政治社会に対する宗教の好ましい影響を意識していたとする見方もあり、それは本稿後半で検討するマディソンの請願書にも表れている。71780年代中頃のヴァジニアにおける政治宗教関係を、法律・法案の文言だけでなく政治指導者の手紙や各地・各教派から寄せられた請願も取り上げることで立体的に紹介することが本稿の目的である。

1 ヴァジニア権利宣言とヴァジニア議会下院での宗教問題

本節では、ヴァジニア権利宣言(The Virginia Declaration of Rights) での宗教の扱いを検証する。大陸会議が独立宣言を出すおよそ2ヶ月 前の1776年5月、ヴァジニアの首府ウィリアムズバーグで愛国派に よる独立した会議(革命会議)が開催され、独立に備え権利宣言と邦 憲法が練られていた。新体制における宗教問題もここで討議された。 そして6月に決議されたヴァジニア権利宣言の最終条(第16条)に おいて、宗教やその方法は「強制や暴力によってではなく、理性と信 念によってのみ」定めることができるとして、すべての人に等しく「宗 教の自由な実践」(the free exercise of religion) が認められることとなっ た。この最終版だけを見ると信教の自由が最初から宣言されていた ように感じられる。しかし実のところ、ジョージ・メイソン(George Mason) 起草の原文では、すべての人が「宗教の実践において完全な 寛容を享受する」 (enjoy the fullest Toleration in the Exercise of Religion) ことができるとされており、信教の自由という文言は用いられていな かった。

* メイソン原文はマディソンが修正を加えた上で審議に掛け られた。マディソンは、寛容という表現が政治体制から特例として与 えられるものであって、撤回もありうるという意味に解釈されること を懸念し、寛容という語を「宗教の自由な実践」に差し替えたのだと いう。マディソンは後年、イングランドの用語法では「寛容」はよく 用いられることもあってメイソンが不注意にも (inadvertently) それを 用いてしまったが、自分がその用語を削除させたことを振り返ってい

る。 りしかし、マディソンの修正提案がメイソン草案と決定的に異なっ ていたところは、「個人あるいは人の集団 (no man or class of men) に 対しても宗教を理由とした特別な報酬 (peculiar emoluments) や特権を 与えてはならない」という箇所である。「人の集団」というのは曖昧 に見えるが、文脈からして特定の教派を指すことは明らかである。つ まり、非公定教会員が自由に集会し礼拝できるお目こぼし(すなわち 寛容)ではなく、特定教派の優遇と世俗権力とのもたれ合いの禁止を マディソンは求めた。これは当時の状況ではヴァジニア公定教会の完 全な廃止を意味した。10 会議での議論の詳細は残っていないが、最終 版からこの箇所が削除されていることを考えると、革命会議で支持が 広がらなかったことは容易に推察される。また、メイソンの真意は不 明だが、文言だけを見る限り、ジョン・ロック (John Locke) が『寛容 についての手紙』(『寛容書簡』とも訳される)11で展開した寛容論と近い。 公定教会制の容認や寛容対象の限定(化体説の否定、三位一体説など キリスト教に広く共通する教義)を含んでいたからである。この点は、 ヴァジニア植民地における適用が問題とされ論争があったイングラン ドの寛容法 (1689 年) の再確認に過ぎないとも言える。12 信教の自由 を認めることには愛国派の間で合意があったが、公定教会存廃につい ては1776年時点では意見が割れていた。例えば、パトリック・ヘンリー (Patrick Henry) は、権利宣言は公定教会の廃止を定めたものではない ことを力説したとされる。13権利宣言は各教派の集会と礼拝の自由を 保障はしたが、特定教派の公的な優遇を禁止したわけではないという のである。

さらに、権利宣言にはキリスト教を前提とすることが明記されていた。権利宣言第 16 条の末尾には「キリスト教徒らしい忍耐、愛、慈悲」(Christian forbearance, love, and charity)を互いに致すことは相互の義務であると規定されていた。冒頭の創造主(Creator)という表現を含めてほとんどがメイソン草案から最終版まで変えられず引き継がれている。また、宗教(religion)の説明として、創造主に負う義務とその責務の果たし方としている。この定義で宗教を捉えたとき、キリスト教という文言がたとえなかったとしても、一神教以外の信仰や無神論者に対する自由の保護までは含まれないと解釈できる。マディソンがこれらの表現をどう考えていたかを明確に示す史料はないが、公定教会廃止という実を取るため、保守派からの反対を招かないよう敢えて触れなかったとも考えられる。はまた、「宗教を装って社会の平穏、幸福、安全を脅かさない限り」という但し書きは、メイソン草案やマディソ

ンの修正案だけでなく、ジェファソンによる信教自由法案や他邦の宣言や憲法にも含まれており、取り立てて議論された形跡はない。

このように、公定教会を温存したい勢力と信教の自由に特定教派の 経済的な優遇の禁止も含ませようとする勢力との間で対立があり、微 妙な文言調整が行われていたのである。本国からの離脱と反抗を目前 にした政治状況にあったからといって、決して全会一致で公定教会の 解体と信教の自由が宣言されたわけではなかった。むしろ、特定教派 優遇の温存(すなわち旧来の寛容法の再確認)やキリスト教一般を公 定化する可能性を残したまま独立を迎えたのである。

権利宣言第 16 条は発表直後からすぐに大きな反応を引き起こした。 1776 年 10 月 7 日新憲法に基づき開催された議会には、早くも宗教に関する請願が邦内各地から多数寄せられることとなる。信教の自由と公定教会の解体を最も強力に訴えた勢力の中心は、それまで抑圧されてきたディセンターであった。10 月 11 日、ジェファソンらを委員として宗教についての委員会が設置された。そこで読まれたプリンス・エドワード郡からの請願では、権利宣言の最終条文、すなわち第 16条を「教会制度の束縛という長い夜」から解放する「信教の自由の昇る太陽」だと絶賛し、ヴァジニアをあらゆる教派について自由な探求、知識、道徳心を有する者たちの避難地とするよう訴えている。そして公定教会に関わる一切を引き倒し、良心に対する税を廃止し世俗権威と宗教権威を分離するよう求めている。この請願では教派名が示されていないがプリンス・エドワード郡では長老派が多数派だったとされる。 15

長老派の聖職者会議は10月24日付の請願の中でヴァジニア権利宣言を引きつつ、公定教会の解体を訴えた。その文章には聖書の引用はなく啓蒙主義的、実利的であった。例えば、公定教会のないペンシルヴァニアなどの中部植民地、「北部の諸邦」が様々な面で進んでいることをあげ、公定教会制が人口増加を阻み、学芸や製造業、科学の進歩などに有害であると主張したのである。16

もちろん、公的な報酬の支払いが停止され危機感を強めていた公定 教会の聖職者も沈黙していたわけではない。1776年11月の請願で、 入植以来150年間にわたり社会の安定に寄与した実績を強調した上 で、公定教会がディセンターを穏健に扱ってきたことを喚起してい る。そして、公定教会の廃止が教派間の競争を激化させ、騒乱を生む 可能性を示唆し、最悪の場合は特定の宗教が自らの利益のために共和 国を破壊する事態を引き起こすかもしれないと警告する。この請願は、 ディセンターに対する寛容を強調してはいるが、特別な地位を法的に 認められ税によって支えられる公定教会制自体を批判していない。つまり、教派間の平等は社会の不安定化を招きかねないという、名誉革命以来のイングランド寛容政策の再確認に過ぎない。ただこの請願は是が非でも公定教会を存続させよと強硬に主張するものではなく、世論が定まるまで存廃の決定を延期すべきだと穏便に訴えるに留まっていた。 17 イングランド国教会から分離したものの公定制自体は否定せず、あくまで体制内改革派を自認する教派であるメソディストからの請願(10 月 28 日)も、公定教会廃止は非常に悪い結果(very bad consequences)を招くとし公定教会の存続を訴えている。 18

存続を求める主張が当時の住民全体の中でどれほどの支持を集めたかは推測するしかないが、議会に寄せられた請願の数では廃止を求めるものの方が多かったことや、宗教課税が停止されたまま結局は復活しなかったことを考えると、公定教会への熱烈な支持は住民の間に広がらなかったと言えよう。ただし、11月19日、議会は公定教会聖職者の給与支給を定めた法律の廃止を決議する一方で、各教派による礼拝目的の集会について規制が必要だと決議する。結局これらの決議に基づいて成立した法律は公定教会の給与支給を翌1777年夏まで停止するにとどまった。19このように独立宣言直後の段階では、宗教税への不満が寄せられる一方、公定教会の存続を求める声も存在したことに留意すべきである。

2 特定教派の公定制からキリスト教の公定化へ

ここまで述べたように独立宣言前後のヴァジニアでは、すべてのプロテスタント教派に礼拝の自由を与えることにはコンセンサスがあったが、公定教会への支持がすべて消えたわけではない。それでも、戦争勃発後に公定教会維持の課税は停止され議会も追認したように、イングランド国教会をヴァジニアの公定教派として優遇することはもはや不可能であることに保守派も気づいていた。そこで次に現れたのが、市民に宗教税を課しプロテスタント各教派を公金で支えることを法制化する案であった。いわばキリスト教の公定教会化である。このキリスト教の公定化というアイデアはヴァジニアに限ったことではなかった。イングランド国教会を公定教会としていたメリーランドやサウスカロライナといった南部の各邦、会衆派を公定教会の地位に据え置いたまま各自所属する教派の聖職者を課税で支える義務を定めたマ

サチューセッツやコネチカットも、プロテスタントの公定化を図ったと言える。²⁰

世俗政府が教会の保護者としての役割を果たすことが共和国の社会を安定させるためには重要だとする主張は、ヴァジニアでもニューイングランドでも根強かった。イザヤ書の表現が引かれ、公定教会あるいは公定化されたキリスト教一般を養父 (nursing fathers) として守り育てる政府の役割が指摘された。²¹

このように、ヴァジニア権利宣言は公定教会廃止を明記しなかったために、解釈の余地を残すこととなった。宣言にはキリスト教という文言があり、少なくともプロテスタント系教派であれば信徒数に基づいて公的な支援を授けること、またそのために課税することも許されうると理解された。1779年6月12日には、ジェファソン起草の信教自由法案が初めて提出されている。²²この時点では採決に至ることはなく廃案となったが、ここでも賛否両論の請願が寄せられている。例えば、同年秋の会期にカルペパー郡から寄せられた請願は、信教自由法案が成立すれば人々に悪徳が広まるので廃案にしてほしいと求めている。エセックス郡からの請願はさらに厳しく、公定教会が停止されてからの混乱と無秩序を憂い適切な公定制が復活することを強く求めた。²³オーガスタ郡からは賛否両論がほぼ同時に寄せられている。²⁴

この 1779 年 10 月の会期にはもう一つ宗教関連の重要法案が提出さ れている。ジェームズ・ヘンリー (James Henry) により提出された 「宗教に関する法案」(Bill concerning Religion)である。これは、のち にパトリック・ヘンリーが提案する「キリスト教教師のための支給 を定める法案」(Bill Establishing a Provision for Teachers of the Christian Religion、以降「一般課税法案とする」)より前に、キリスト教プロ テスタント教派の公定化を目指すものであった。この法案は「宗教 (Religion) と高潔な心構え (virtue) を奨励する」ため、また「真実を 追究する精神の障害を除くため」に「寛容」の対象となる教義として 唯一永遠の神の存在、将来の褒賞と罰、神が公に崇拝されること、新 旧の聖書を信仰の原点に据えるすべての団体を公的に支援すること を定めている。それら基本原理を認める21歳以上の自由な男子数名 が(具体的な人数は空欄)宗教目的で集まって団体を形成すれば法的 に教会 (a Church) とみなされヴァジニアの公定宗教 (the established Religion of this Commonwealth) を構成すると定める。つまりは法人化 (incorporation) の手続きが規定されている。宗教税の支払いは市民の 義務とされ、各郡で教派の人数に応じて配分される。納税不履行に対

する罰則も規定されていた。法案の最後には、公定教会に支払う税を定めた植民地時代の法律の廃止が書き込まれていた。これはイングランド国教会という特定の教派をプロテスタント教派全体に置き換えて公定化することを意味する。この「宗教に関する法案」も採決されずに廃案になったが、公定教会解体後の道として信教の自由以外の選択肢も模索されていたことを示す証拠である。²⁵

このように方向性の全く異なる二つの法案はいずれも決定的な支持を得ることができなかった。当時は戦争という喫緊の課題に対応する必要に迫られており、指導者たちにはヴァジニアの宗教体制についてじっくり合意点を探る余裕がなかったとも考えられるが、何よりも1779年にはまだ共和国の宗教政策について合意ができていなかったことが理由と考えられる。独立戦争がパリ条約締結(1783年)をもって公式に終結しアメリカの独立が承認された後、宗教税によるキリスト教一般の公定化か政治の宗教への不介入を含む信仰の自由かの対立が本格的に再燃することになる。

1784年10月の会期でヴァジニア代議会は宗教政策について審議した。まず、法人化により既存の公定教会に独立して財産管理をする権限を与える法案が提案され可決されている。その後、教派を区別せず「キリスト教教師」を課税により支える法的措置が必要であると決議された。この流れを受けて、パトリック・ヘンリーの主導で一般課税法案が提出されることとなる。その前文を引用する。

キリスト教についての知識を広めることは、人心を匡し悪徳を抑え社会の安寧を維持する(correct the morals of men, restrain their vices, and preserve the peace of society)ように自ずとなるが、市民の教導に専念できる学識ある教師に給与を支給しない限りそうしたことは困難である。教師に習う以外に諸事情と教育の欠如からそうした知識を習得できない市民を教導する職務に、給与を受けることで教師が時間と意識を向けることが可能となるのである。こうした給与支給は、キリスト教各教派の相違をなくすことによりこれまで採用され持続するよう意図されてきた寛大な原理に反することなく、代議会によって定められてもよいと考えられる。26

ヘンリーは、教派を問わず学識ある教師に給与を支給し市民にキリスト教教育を施す必要があると主張する。戦争に辛くも勝利し独立を達

成した一方、経済的に混乱する状況下で公への奉仕も顧みず私利私欲 に走る荒廃した人心をヘンリーは目の当たりにした。そこでヘンリー は宗教による道徳の回復を目論んだ。彼は平信徒の立場から地元の 公定教会を熱心に支えており、旧公定教会である監督教会(Protestant Episcopal Church、独立後、本国の国教会から正式に分離して改称) という特定教派に愛着を感じていたこともあって、監督教会を再び公 定化したかったのかもしれない。一方で、植民地時代に公定教会から 説教を妨害されるなどの迫害を受けたディセンターの懸念もヘンリー はよく理解しており、旧来型の公定教会の復活は無理だと理解してい た。そこで、特定の教派のみを正しい教会と位置付ける従来の公定教 会制ではなく、すべてのキリスト教徒に納税義務を課すことで各教派 を支援、とりわけ自分の教派である監督教会を維持しようとしたので はないかと思われる。ところで、納税義務者をキリスト教という特定 宗教の信徒に限定し、その範疇に入らない者は課税対象から外すとい うのは、「正しい教え」の単位が教派からキリスト教一般に拡大され たという点で、独立以前の寛容政策の発展形と捉えることもできよう。27

3 宗教一般課税への賛否

ヘンリーの一般課税法案に対する賛否両論は、植民地時代末期より 対立する二つの考え——ヴァジニアがキリスト教を公定宗教とするの か、政治は宗教に介入すべきでないのか——を決する最終ラウンドで あった。

マディソンは 1785 年 1 月 9 日付の長大な手紙でヴァジニア議会の 審議内容をジェファソンに報告する中でキリスト教教師法案(一般 課税法案)についても詳しく触れ、邦内に支持が広がっていること に危機感を募らせている。すぐにマディソンは、廃案に追い込むた めの行動を開始する。彼は同年 6 月頃、「請願と抗議」(Memorial and Remonstrance)と呼ばれる文書を書き上げ、これを邦内に回覧し賛同 者の署名を集め請願として議会に提出した。この請願は 15 項目から 成る文書で回覧に付すものとしては相当の長さであった。最終的に少 なくとも賛同者 1552 名の署名を集めたとされる。以下、請願の要点 を手短に検討する。²⁸

「請願と抗議」は重要な論点をいくつか含むが、一般課税法案を 批判する最大の根拠は、「宗教上の事柄においては (in matters of Religion) 何人の権利も世俗社会の制度(政府) によって制限 (abridge) されず、宗教はその対象から完全に外れている (wholly exempt from its cognizance)」(第1項)ということである。その根拠は、良心の命 に従い信仰を実践することは不可譲の権利 (inalienable rights) だから である。マディソンは、ヴァジニア権利宣言でも謳われた自然権に基 づく良心、すなわち、個人の内面の権力・社会からの独立を強く訴える。 ここで注意すべきは、良心の意味である。良心が命じるやり方で信 仰することは神に対する義務である(第1項)とし、宗教を政治的な 道具として用いることは宗教に対する冒涜(第5項)であり、非キリ スト教徒への布教に対する悪影響についても指摘し(第12項)、公定 教会は政府に害を与えてきた歴史もあるので不必要であると言い切る (第8項)。ここでマディソンは、良心を個人の好みではなく神への義 務として捉えている。ここでは詳述する余裕はないが、彼はニュー ジャージー大学(のちのプリンストン大学)時代に謦咳に接した学長 ジョン・ウィザースプーン (John Witherspoon) らの良心論・信教の自 由論を受けているとの指摘がある。良心の命に従うこととは権利では なくむしろ義務であり、それは多数決を以てして政治・社会が強制し 得ないものである。²⁹

キリスト教という特定の宗教についてはどうか。マディソンは請願の中で「我々が確信した証にまだ服していない者」「キリスト教の光」などと書いており、キリスト教を正しい信仰とする前提に立っている。ここを見る限りではキリスト教自体の優位性を前提として論理を組み立てているように見えるが、第4項では非キリスト教徒に対する宗教税を免除することはメノナイトやクエーカーといった特定のキリスト教教派を課税対象から除外するのと同様に平等原理に反するとマディソンは指摘する。少数派を特別に義務から免除し宗教的に別な振る舞いを許容すること、つまり寛容、を良しとしていない。30

一般課税法案は、納税者の指定する教派の助成を定めるものであって、自らの属さない教派の支援を強制するものではない。なぜマディソンはここまで強固に反対するのか。それは、自らが属する教派であっても法的強制力で支援させられることは宗教に対する冒涜だ(第5項)というだけでなく、キリスト教全体を公定化する権力は特定教派の公定化に回帰する危険性をはらんでいる(第3項)とマディソンは考えたからである。

さらに請願は、信仰上の迫害を逃れアメリカに移住する者が減少し (第9条)、逆に宗教上の制約を嫌って市民が国外に流失してしまう危 険性を指摘する(第10条)。ここは人口増加を望ましいこととした当時のアメリカの事情を前提に書かれているが法案を批判する理由としては補足的であり、良心は社会契約(すなわち世俗政府)以前の存在であり政府は宗教に関知すべきではないというのが最大の理由であった。

「請願と抗議」は多数の支持者を集めたが、この段階でも一般宗教 課税に賛成もしくはこれを容認していた人々もいた。キリスト教一般 を公定化する考えは議会内でも根強く、一般課税法案には、消極的な ものも含め支持も寄せられている。一般課税法案の元となる考えは当 時のヴァジニアの支配層の間で広く見られた。例えばリチャード・ヘ ンリー・リー(Richard Henry Lee)は一般課税法案に関してマディソ ン宛の書簡で以下のように述べる。

宗教が道徳の守護者であることは時代を超えた経験により示されており、維持のためいくらかを納めるという法的義務がないと人々の強欲が宗教を壊してしまうことが分からない者は実情を見る力を著しく欠くと言えます。筆者が感じるところでは、ヴァジニア権利宣言は、宗教全般を維持するための納税に反対しているというよりは、特定の信仰様式や礼拝形式の強制に反対しているのです。長老派は、真の自由(の対象)にはキリスト教徒だけでなくイスラム教徒やヒンドゥー教徒も含まれると言いますが、私は彼ら(長老派)の意見に完全に同意しており、この寛大な立場に立ってヴァジニア議会が行動することを期待しています。31

リーの見解は、非キリスト教徒にも信教の自由を認めるとしており、 寛大さが目立つように思われる。しかしリーは法案そのものがキリスト教を特別視していることには全く触れていない。先に見たように、 非キリスト教徒や一部の教派を納税義務から除外するのは平等原則に 違反する。

パトリック・ヘンリー同様熱心な公定教会員であったエドマンド・ペンドルトン (Edmund Pendleton) は、リチャード・ヘンリー・リー宛の手紙に、一般課税法案が可決されれば特定教派を優遇する公定教会制が復活するのではないかという反発や警戒があるが自分は全く心配していないと記した。ここでペンドルトンは、監督教会(旧公定教会)の聖職者・平信徒合同の会議(1785年5月)が恙なく進行して

新体制が固まりつつあることを率直に喜ぶが、公徳心や非キリスト教徒の問題については議論していない。彼は、宗教課税が停止され荒廃した旧公定教会(監督教会)が一般課税により安定することを単純に期待していたに過ぎないように思われる。32

先に見たリーほど明確に一般課税法の効用を訴えてはいないが、広くキリスト教を社会統合の原理として容認する考えは指導層の間で根強かった。当時軍務を終えマウントヴァーノンに戻っていたジョージ・ワシントン (George Washington) に対しメイソンは書状を送り「請願と抗議」への署名を要請したが、ワシントンは断っている。その理由をワシントンは以下のように説明する。

宗教的な原則に対するいかなる規制にも私は誰にもまして反対であります。しかしながら、キリスト教の各教派(に属する者)であれば自らが信仰する教派に対して税を払うように義務付けるという考えには私はそれほど危機感を抱いてはおりません。もし自らをユダヤ教徒、イスラム教徒、あるいはその他の信仰であるという者にはしかるべき救済を受けられるということであれば。33

ここでワシントンは、各人が信じるキリスト教の教派に税金を払わせることを肯定的に捉えており、ユダヤ人やイスラム教徒、それ以外の者に対しては宗教税を免除すればよいと言う。³⁴ これは、ヴァジニアがキリスト教社会であることを前提としており、キリスト教に共通する信条を半ば強制的に支えることには益こそあれ害はなく、懸念される非キリスト教徒からの不満には税制面での免除という寛容(つまり特別措置)が与えられればよいことを示唆している。先に見たようにマディソンにとってこの考えは、平等原則に反し、また、非キリスト教徒に伝道しようとする臆病な態度(「請願と抗議」第12項)と言わざるを得ない。³⁵

バプテストに代表されるディセンターは、植民地時代以来、一貫して宗教課税を含め世俗政府の宗教への介入を批判してきた。ただし、長老派の聖職者の一部は、ヘンリーの一般課税法案について容認する姿勢を示した。長老派は旧公定教会の影響が残ることを非常に警戒していたが、議会が宗教と同盟を結び宗教の力を市民の道徳に好影響を与えるために用いるべく緩やかな宗教税を課すことは望ましいと考える者も一部に存在した。この考えは先に見たワシントンやリーの見解

と近い。³⁶

先に見たようにマディソンの「請願と抗議」は各郡に回覧され多く の支持を集めた。しかし、一般課税法案の廃案とその直後の信教自由 法の成立をマディソンの功績にのみ帰すのは、史実に照らして公平で はない。最後にマディソン以外の法案反対の請願を見てみよう。邦北 部ポトマック川に面するウェストモアランド郡の二つの住民グループ は、賛成と反対の立場から各々請願書を議会に提出した。法案反対派 を紹介する前に替成派の意見を確認しておく。「宗教は社会のよき統 制および政府(の業務)を補助するためにも絶対に必要しなものであ るが、それなりの社会的地位が約束されない限り聖職者として人々の 教育に携わろうとする者はいないと思われ、政府から給与が支給され る必要がある、というものであった。反対派は、世俗権力が宗教に関 する事柄を法律で規定し強制することは、福音(Gospel)およびヴァ ジニア権利宣言の精神に反するとして法案を批判する。金銭的対価を 目当てに聖職に就くのではなく神の導きで聖職に加わるのであり世俗 権力による聖職禄の確約は必要なく、むしろ聖職者当人の信仰にとっ て害である。理神論 (deism) が広まり人心が荒廃するのは教会税が 課されないからではない。強制ではなく政治指導者が自らの行動を もって信仰を勧奨すべきであるという意見であった。³⁷

この反対派請願も権利宣言に言及するが、マディソンの請願とは違って、恩寵と福音を強調したものとなっている。実はこのウェストモアランド郡から寄せられた反対派請願には五千人ほどが署名しており、これはマディソンの請願の三倍以上であった。マディソンの請願書は直後に可決されることになるジェファソン起草の信教自由法に直接つながる点で評価されてきたが、福音主義の観点から一般課税法案に激しい反対を加えた人々がバプテスト中心に大勢存在したことに留意すべきであろう。38

一方でマディソンやジェファソンは世俗主義の立場から、厳格な政教分離を主張したとするのは誤りである。彼らも当時のキリスト教文化から完全に自由であったわけではない。例えば、安息日である日曜の労働を罰則付きで禁止する法律は植民地時代から存在したが、それを再確認する新たな法律がマディソン主導で1786年10月に可決・成立している。ただし、この法律には教派を問わず礼拝妨害を犯罪として取り締まる条項も組み込まれており、公定教会の聖職者や信徒から妨害を受けた経験を持つ旧ディセンターの権利を守ることをマディソ

ンが最優先したと推察される。³⁹ これは、個人や集団の宗教的実践が 脅かされないように世俗権力が介入する必要性を認めたことを意味す る。宗教課税に強固に反対したマディソンであったが、市民の自由な 宗教実践を世俗権力を用いて保護すべきと考えていたと言えよう。

結論

このように、独立から信教自由法成立までのヴァジニアにおける宗教と政治の関係の議論は複雑な様相を呈していた。ジェファソンやマディソンのように政府の宗教への不干渉を掲げた勢力、不安定になりがちな共和国において道徳の維持という観点から宗教の有用性を認めたヘンリーらの勢力、そして福音と恩寵を重視し自発的な信仰心を重視する立場から世俗権力による介入を退けたバプテスト中心のキリスト教教派という、大別して三つの勢力が1780年代半ばのヴァジニアには存在し競合していた。公定教会に個人的な愛着を抱いており、公定化の対象をキリスト教全体に拡大してでも法的義務によって積極的に宗教を維持しようとした、あるいは少なくともそれに違和感を抱かなかった者は、ワシントン、リーなど東部の名望家に多く見られた。つまり、ジェファソンやマディソンら政治指導者・理論家と信仰に燃えるディセンターが信教自由の確立という目的のために表向きに連合して守旧派と対決したのではない点に注意すべきである。40

ヴァジニアに限らず、全植民地においてキリスト教(プロテスタンティズム)は広く社会と文化の共通基盤と捉えられており、不安定とされる共和国の存続のためにも、私欲の抑制と公への貢献が求められるなか、パトリック・ヘンリーらは最大公約数としてのキリスト教に共和国市民の徳性の涵養を委ねようとした。この考えは、大半の住民は市民としての資質を備えておらず半ば強制により教育を施す必要性があるということを前提とする。これに対しマディソンは政府の介入はたとえ教派を平等に扱うにしても宗教の発展にとって有害だと訴えた。「請願と抗議」は自然権や平等原理に依拠しつつキリスト教の公定化を批判しているが、決して反宗教的ではない。非キリスト教徒に義務を課さないことを平等原理によって批判したが、「請願と抗議」におけるマディソン自身の立場はむしろキリスト教の側である。

「請願と抗議」を見る限り、合理主義者と敬虔なディセンターの日和見的な連携で信教自由法が成立したとは言えない。マディソンは自

然権や平等など啓蒙思想の概念を用いながら宗教の意義を積極的に捉えていた。これはニュージャージー大学でジョン・ウィザースプーンなどから最新のスコットランド啓蒙に教えを受けたマディソン自身の宗教理解にも起因しているだろう。もちろんマディソンは良心の自由以外にも、出版の自由など他の権利の侵害につながる危険を指摘するなど、宗教以外の領域に世俗政府の介入が拡大することを懸念している点でより広く深い議論を展開した。本稿の目的は信教自由法の成立背景を当時の政治文脈で考察することであり、マディソンの宗教観を思想史に位置づけることは別稿に譲りたい。

また、公定教会聖職者の役割は司祭としてより教育者としての役割も強く、それに関しては意見の隔たりは少なかったという指摘もある。⁴¹ 世俗的な教育を国家が担うことを当然視する現在の観点から、当時の価値感を判断してはならない。世俗教育と宗教教育の分化が公的な教育制度の中で始まりつつあった当時、教育における宗教の扱いがどう変化したのかという問題は大変興味深い。しかしこれも本稿の射程を超えるものであり、別の機会に譲らねばならない。

ヘンリーらがキリスト教公定化を求めたのには公徳心の維持だけでなく個人的な意図もあったと言われる。ヴァジニア公定教会の教区委員会(vestry)は聖職者の推挙から救貧策の実施に至るまでヴァジニアの世俗指導者の権力が行使される場であった。公定教会の解体は彼らの政治社会的影響力低下を意味する。ヘンリー家、ワシントン家、ペンドルトン家などのヴァジニア東部のプランターは数世代にわたり同じ教区教会に通い、資金を提供して支えていた。個別の司祭と対立することはあっても教会自体に愛着があった。この点からも、旧公定教会を一般課税と法人化で温存したいと考えたのは自然なことであろう。42 このように信教自由法成立の背景は思想的側面だけでは語れない。少なくとも、啓蒙思想(その内容には幅があることに注意)、バプテストに代表される自発的意思に基づく信仰、世俗政府が何らかの形で宗教を管理し援助する広義の公定教会制の三者が信教自由法成立の直前にせめぎ合っていたことを本稿は確認しておきたい。

Notes

- 1. 革命と宗教·教会の関係についての研究は無数にあるが、例えば J.C. ブラウァー (野村文子訳)『アメリカ建国の精神―宗教と文化風土』(玉川大学出版部、2002 年)。
- 建国で宗教の自由市場が確立したとする見方を戒める議論の一例としては以下を参照。Chris Beneke, "The Free Market and the Founders' Approach to Church-State Relations," Journal of Church and

- State 52 (2010): 323-52.
- 3. Andrew R. Murphy, Conscience and Community: Revisiting Toleration and Religious Dissent in Early Modern England and America (University Park: Pennsylvania State University Press, 2001). また、日本において、植民地時代の制度を無視し近現代の視点から信教自由論を軸にアメリカにおける寛容と信教の自由を論じることに対し批判的な研究の一例としては以下を参照。森本あんり『アメリカ的理念の身体一寛容と良心・政教分離・信教の自由をめぐる歴史的実験の軌跡』(創文社、2012年)。中世の欧州に以降の寛容概念の変遷については以下を参照。H (ヘンリー)・カメン(成瀬治訳)『寛容思想の系譜』(平凡社、1970年)。
- 4. 例えば以下の研究は革命と教会の関係を強調し、とりわけイングランド国教会への他教派の敵対が原因の一つであったことを強調する。ただし、南部はイングランド国教会が公定教会であり、地元有力者が運営に深く関与していたことを考えると、南部に関してイングランド国教会への敵意は限定的であったという見解が主流である。J.C.D. Clark, Language of Liberty (Cambridge: Cambridge University Press, 1994). 革命期アメリカ全体でのイングランド国教会の動向については以下を参照。James B. Bell, A War of Religion: Dissenters, Anglicans, and the American Revolution (Basingstoke, UK: Palgrave Macmillan, 2008).
- この時期のヴァジニア代議会での主要議員の動向、連携および対立関係については以下を参 照。Norman K. Risjord, Chesapeaker Politics 1781-1800 (New York: Columbia University Press, 1978).
 革命期全般の宗教家の政治的な活動や発言について最新の研究としては以下を参照。Spencer W. McBride, Pulpit and Nation: Clergymen and the Politics of Revolutionary America (Charlottesville: University of Virginia Press, 2016).
- 6. 最近の研究で代表的なのは、John A. Ragosta, Wellspring of Liberty: How Virginia's Religious Dissenters Helped Win the American Revolution and Secured Religious Liberty (New York: Oxford University Press, 2010).
- 7. Ralph Ketcham, "James Madison, Thomas Jefferson, and the Meaning of "Establishment of Religion" in Eighteenth-Century Virginia," in T. Jeremy Gunn and John Witte, Jr., eds., No Establishment of Religion: America's Original Contribution to Religious Liberty (New York: Oxford University Press, 2012); Mary-Elaine Swanson, "James Madison and the Presbyterian Idea of Man and Government," in Garrett Ward Sheldon and Daniel L. Dreisbach, eds., Religion and Political Culture in Jefferson's Virginia (Lanham, MD: Rowman&Littlefield, 2000).
- The Papers of James Madison, vol. 1, ed. William T. Hutchinson and William M. E. Rachal (Chicago: The University of Chicago Press, 1962), 172-73.
- 9. マディソンの回想は以下の二箇所で確認できる。"From James Madison to Joseph Delaplaine, September 1816," Founders Online, National Archives, last modified June 13, 2018, http://founders.archives.gov/documents/Madison/99-01-02-5418; "James Madison to George Mason, 29 December 1827," Founders Online, National Archives, last modified June 13, 2018, http://founders.archives.gov/documents/Madison/99-02-02-1245.
- Madison, Papers of James Madison, vol. 1, 174-75; The Papers of George Mason, ed. Robert A. Rutland (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1971), vol. 1, 278.
- 11. 最新の邦訳は、ジョン・ロック (加藤節・李静和訳)『寛容についての手紙』(岩波文庫、2018年)。 ロックの寛容論の一例として、山岡龍一「ジョン・ロックの寛容論」、大西直樹・千葉眞編『歴 史のなかの政教分離』(彩流社、2006年)。

- A. James Reichley, Religion in American Public Life (Washington, D.C.: Brookings Institution, 1985), 92-93; Rhys Isaac, The Transformation of Virginia, 1740-1790 (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1982), 279.
- 13. Isaac, Transformation of Virginia, 279. ヴァジニア権利宣言の第15条と第16条は他の条文とは異なり権利ではなく義務を中心に書かれている。キリスト教によって共和国の徳を保ちうることをヘンリーは考えており、この点で彼は宗教と共和主義は不可分であることを認識していた。
- 14. マディソンはジェファソンとは違い、ある程度カルヴィニズムを認めており、宗教の効用をある程度は容認していたという指摘がよくなされる。例えば以下を参照。James H. Hutson, Religion and the Founding of the American Republic (Washington, D.C.: Library of Congress, 1998), 70-74. 一方でマディソンは宗教に懐疑を抱くこともあった。 "James Madison, the Statute for Religious Freedom, and the Crisis of Republican Convictions" in Merrill D. Peterson, and Robert C. Vaughan, eds., The Virginia Statute for Religious Freedom: Its Evolution and Consequences in American History (Cambridge: Cambridge University Press, 1988), 110-11.
- The Journal of the House of Delegates of the Commonwealth of Virginia, 1776 (Richmond: Samuel Shepherd, 1828), 7.
- 16. "Memorial of the Presbytery of Hanover, Virginia," in Dreisbach, et al., eds., Sacred Rights of Conscience, 269-70. 権利宣言直後に寄せられた請願の傾向については以下を参照。H. J. Eckenrode, Separation of Church and State in Virginia: A Study in the Development of the Revolution (New York: Da Capo Press, 1971[1910]), 46-48.
- "Memorial from Clergy of the Established Church, Virginia," in Dreisbach, et al., eds., Sacred Rights of Conscience, 270-72.
- 18. Journal of the House of Delegates of Virginia, 1776, 30.
- 19. Ibid., 63.
- 20. 例えば 1780 年マサチューセッツ憲法は、「至高の存在で宇宙の創造者・維持者」を公的に崇拝することが万人の義務であると規定する。公定教会の廃止は 19 世紀にずれ込むが、所属する教派に宗教税として納めることが定められていた。 Thomas Curry, The First Freedoms: Church and State in America to the Passage of the First Amendment (New York: Oxford University Press, 1986), chapters 6 and 7.
- 21. Hutson, Religion and the Founding of the American Republic, 60-61. 公定教会が 19 世紀前半まで存続することになる同時期のニューイングランドでもヴァジニアの一般課税法案で提案されており、公定教会自体の是非と併せて議論が行われていた。 Chris Beneke, Beyond Toleration: The Religious Origins of American Pluralism (Oxford: Oxford University Press, 2006), 165-66.
- 22. Journal of the House of Delegates of Virginia, May 1779 (Richmond: Thomas W. White, 1827), 44.
- 23. Journal of the House of Delegates of Virginia, Oct. 1779 (Richmond: Thomas W. White, 1827), 19-20.
- 24. Ibid., 17, 27.
- この法案はサウスカロライナ邦憲法 (1778年) を参考にして起草されたと言われる。Sacred Rights of Conscience, 247-49; Eckenrode, Separation of Church and State in Virginia, 58-61.
- Matthew L. Harris and Thomas S. Kidd, eds., The Founding Fathers and the Debate over Religion in Revolutionary America (New York: Oxford University Press, 2012), 61.
- Robert Douthat Meade, Patrick Henry: Practical Revolutionary (Philadelphia: J.B. Lippincot, 1969), 276-

- Madison, Papers of James Madison, vol. 8, 298-304; Hutson, Religion and the Founding of the American Republic, 72.
- 29. Swanson, "James Madison and the Presbyterian Idea of Man and Government," 127-30. マディソンが請願を書く半年前に議会での討論に備え認めたメモ (1784年12月) の冒頭には、宗教は世俗権威の及ばない領域である旨が記されており、また、宗教の要否ではなく公定制の宗教に対する要否こそ問題だと記されている。 Madison, Papers of James Madison, vol. 8, 198. 中世以来の良心論については、森本『アメリカ的理念の身体』、第一章、第二章。
- 30. マディソンは自然権思想に依拠しながらも良心の自由をキリスト教信仰の文脈で理解していたことはよく指摘されている(註 29 参照)。しかし彼の力点はあくまで自然権と社会契約であり、良心の自由を政治上の義務より上位に位置づけたのは、ディセンターの協力を取り付けるためのレトリックだったとする議論もある。Thomas Lindsay, "James Madison on Religion and Politics: Rhetoric and Reality" The American Political Science Review, vol. 85, no. 4 (Dec., 1991): 1321-37.
- 31. Richard Henry Lee to James Madison, November 26, 1784 in *The Papers of James Madison*, vol. 8. ed. Robert A. Rutland and William M. E. Rachal (Chicago: The University of Chicago Press, 1973), 149-52. 丸かっこ内の言葉は筆者が補った。
- Edmund Pendleton to Richard Henry Lee, February 28, 1785 in The Letters and Papers of Edmund Pendleton (Charlottesville: University of Virginia Press, 1967), vol.2, 474-75; Edmund Pendleton to Richard Henry Lee, June 13, 1785; Ibid., 479-80.
- George Washington to George Mason, Oct. 3, 1785 in *The Papers of George Washington*, Confederation Series, vol. 3, ed. W. W. Abbot (Charlottesville: University Press of Virginia, 1994), 292-93.
- 34. ワシントンと信教の自由の関係については以下を参照。 Paul F. Boller, "George Washington and Religious Liberty," William and Mary Quarterly 17 (1960): 486-506.
- 35. メリーランドの新聞に掲載された議論(1785年)は、一般課税反対派の意見を掲載した。一般 課税法案に反対だが、宗教に関する事柄に政治は一切介入すべきでないとする原理にも、無秩 序状態(anarchy)と放縦(licentiousness)に陥る可能性があるという理由で、反対を表明している。ここでも厳密な政教分離は企図されていなかった。
- 36. Thomas E. Buckley, Establishing Religious Freedom (Charlottesville: University of Virginia Press, 2013), 69.
- "Petition of Sundry Inhabitants of the County of Westmoreland" in Sacred Rights of Conscience, 307-08;
 Papers of James Madison, vol. 8, 297-98.
- 38. Papers of James Madison, vol. 8, 297-98.
- "A Bill for Punishing Disturbers of Religious Worship and Sabbath Breakers, Virginia," in Sacred Rights of Conscience, 251-52.
- 40. ニューイングランドにおけるパプテストの信教の自由の問題を追ったマクロクリンもアメリカ独立当時には二つもしくは三つの政教関係が想定されていたと言う。第一は現在に至るまで憲法判断で参照される、啓蒙思想に基づく厳密な政教分離につながる考え、第二は政治の宗教への介入を防止するというパプテストなど敬虔主義に基づく考え、第三は宗教の政治への影響を嫌った理神論の考えである。McLoughlin, Soul Liberty, 245-46.
- 41. Isaac, Transformation of Virginia, 294.
- 42. 植民地期ヴァジニアの社会における公定教会の意義を強調する研究として代表的なのは以下である。Isaac, Transformation of Virginia; John K. Nelson, A Blessed Company: Parishes, Parsons, and Parishioners in Anglican Virginia, 1690–1776 (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 2001).